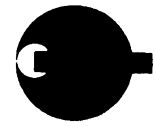


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



# 奈良県公報



平城遷都  
1300年  
記念事業

## 目次

ページ

（告 示）	〇特定計量器の定期検査の実施（工業支援課）	一	〇障害者自立支援法に基づく指定自	四
	〇ふ化業者の登録（畜産課）	一	立支援医療機関の指定（健康増進課）	四
	〇車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法（道路維持課）	一	〇障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（健康増進課）	四
	〇都市計画の変更（都市計画課）	二	〇特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（県民生活課）	四
	〇右同	二	〇大規模小売店舗の変更の届出に関する公告（金融・商業振興課）	五
	〇都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）	二	〇開発行為に関する工事の完了（建築課）	五
	〇右同	二		
	〇右同	二		
（公 告）	〇障害者自立支援法に基づく指定知的障害児施設等のみなし指定（障害福祉課）	二	〇奈良県警職員特別ほう賞金支給規則の一部を改正する規則（監査委員公告）	六
	〇奈良県要保護児童対策協議会の設置（子ども家庭課）	三	〇監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告	六

## 告 示

### 奈良県告示第五百五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器（特定計量器検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項イ号のいずれかに該当する場合の特定計量器を除く。以下同じ。）の定期検査を次のとおり実施する。

平成十九年三月二日

奈良県知事 柿本善也

区 分 区 域	月 日（曜日）	時 間	場 所
高取町	四月五日（木）	午前十時から 午後四時まで	運搬が困難なはかりの所 在場所
明日香村	四月十日（火）	午前十時から 午後四時まで	
高取町	四月六日（金）	午前十時から 午前十二時三十分まで	歴史研修センター
運搬が困難なはかり以外の特定計量器		午後一時から 午後三時まで	リベルテホール

### 備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受けなかつた特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十九号）に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除く日の午前九時三十分から午後四時までの間に奈良県工業技術センター（奈良市柏木町二九番地一）において行う。

### 奈良県告示第五百六号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七條第一項の規定により、次のとおりふ化業者の登録をした。

平成十九年三月二日

奈良県知事 柿本善也

登録番号	登録年月日	氏名又は名称及び住所	ふ化場の名称及びその所在地
一九一	平成十九年 二月十九日	株式会社竹内野郎場 奈良市矢田原町二二三番地ノ一	株式会社竹内野郎場 奈良市矢田原町二二三番地ノ一

### 奈良県告示第五百七号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第二条第一項第三号の規定により道路を次のとおり指定し、同令第十条第一項に規定する通行方法を次のとおり定める。

平成十九年三月二日

奈良県知事 柿本善也

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道一六八号	生駒市壹分町七五七番一先から 生駒市北田原町一九五七番一先まで
一般国道三〇八号	生駒市鬼取町六五五番一先から 奈良市宝来四丁目四八番四先まで

二 通行方法

1 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためにやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分注意すること。

2 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・二メートル以上（又は横寸法〇・二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

三 道路を指定し、及び通行方法を定める期日

平成十九年四月一日

奈良県告示第五百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画公園を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木部都市計画課及び橿原市都市整備部都市施設整備課において縦覧に供する。

平成十九年三月二日

奈良県知事 柿本善也

一 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画公園第五・五・七号橿原運動公園

二 変更に係る都市計画を定める土地の区域

橿原市吉田町及び古川町

奈良県告示第五百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木部都市計画課及び明日香村地域づくり課において縦覧に供する。

平成十九年三月二日

奈良県知事 柿本善也

一 変更に係る都市計画の種類及び名称

変更前 大和都市計画道路第三・五・八五〇号御園豊浦線  
変更後 大和都市計画道路第三・五・八五〇号御園川原線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

廃止する土地の区域 高市郡明日香村大字豊浦  
区域を変更する土地の区域 高市郡明日香村大字野口及び川原

奈良県告示第五百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、橿原市から大和都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年三月二日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第五百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、五條市から大和都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年三月二日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第五百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、香登市から大和都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年三月二日

奈良県知事 柿本善也

# 公 告

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）附則第三十一条の規定に基づき児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二第一項の指定があったものとみなす指定的障害児施設等を同法第二十四条の十八の規定により次のとおり公示します。

平成十九年三月二日

奈良県知事 柿本善也

設置者等の名称	設置者等の主たる事務所の所在地	施設名称	施設の所在地	施設の種類	指定年月日

奈良県	奈良県	奈良県	奈良県	奈良県	奈良県	奈良県	奈良県	奈良県	奈良県
社会福祉法人愛の集い学園	社会福祉法人総合施設美吉野園	社会福祉法人総合施設美吉野園	社会福祉法人総合施設美吉野園	社会福祉法人総合施設美吉野園	社会福祉法人総合施設美吉野園	社会福祉法人総合施設美吉野園	社会福祉法人総合施設美吉野園	社会福祉法人総合施設美吉野園	社会福祉法人総合施設美吉野園
大和高田市根成 柿三四〇一	吉野郡大淀町下 淵六二九	吉野郡大淀町下 淵六二九	吉野郡大淀町下 淵六二九	吉野郡大淀町下 淵六二九	吉野郡大淀町下 淵六二九	吉野郡大淀町下 淵六二九	吉野郡大淀町下 淵六二九	吉野郡大淀町下 淵六二九	吉野郡大淀町下 淵六二九
愛の集い学園	吉野学園	吉野学園	吉野学園	吉野学園	吉野学園	吉野学園	吉野学園	吉野学園	吉野学園
大和高田市根成 成柿三四〇一	吉野郡大淀町 下淵一六四二	吉野郡大淀町 下淵一六四二	吉野郡大淀町 下淵一六四二	吉野郡大淀町 下淵一六四二	吉野郡大淀町 下淵一六四二	吉野郡大淀町 下淵一六四二	吉野郡大淀町 下淵一六四二	吉野郡大淀町 下淵一六四二	吉野郡大淀町 下淵一六四二
知的障害児施設	知的障害児施設	知的障害児施設	知的障害児施設	知的障害児施設	知的障害児施設	知的障害児施設	知的障害児施設	知的障害児施設	知的障害児施設
平成十八年十月一日	平成十八年十月一日	平成十八年十月一日	平成十八年十月一日	平成十八年十月一日	平成十八年十月一日	平成十八年十月一日	平成十八年十月一日	平成十八年十月一日	平成十八年十月一日

奈良県	奈良県	奈良県	奈良県	奈良県	奈良県	奈良県	奈良県	奈良県	奈良県
社会福祉法人東大寺福祉事業団	社会福祉法人ハルツァ事業会	社会福祉法人ハルツァ事業会	社会福祉法人ハルツァ事業会	社会福祉法人ハルツァ事業会	社会福祉法人ハルツァ事業会	社会福祉法人ハルツァ事業会	社会福祉法人ハルツァ事業会	社会福祉法人ハルツァ事業会	社会福祉法人ハルツァ事業会
奈良市登大路町 〇六一	奈良市鹿野園町 一〇〇〇一	奈良市鹿野園町 一〇〇〇一	奈良市鹿野園町 一〇〇〇一	奈良市鹿野園町 一〇〇〇一	奈良市鹿野園町 一〇〇〇一	奈良市鹿野園町 一〇〇〇一	奈良市鹿野園町 一〇〇〇一	奈良市鹿野園町 一〇〇〇一	奈良市鹿野園町 一〇〇〇一
東大寺整肢園	重症心身障害児学園・病院バルツァ・ゴード	重症心身障害児学園・病院バルツァ・ゴード	重症心身障害児学園・病院バルツァ・ゴード	重症心身障害児学園・病院バルツァ・ゴード	重症心身障害児学園・病院バルツァ・ゴード	重症心身障害児学園・病院バルツァ・ゴード	重症心身障害児学園・病院バルツァ・ゴード	重症心身障害児学園・病院バルツァ・ゴード	重症心身障害児学園・病院バルツァ・ゴード
奈良市雑司町 四〇六一	奈良市鹿野園町 一〇〇〇一	奈良市鹿野園町 一〇〇〇一	奈良市鹿野園町 一〇〇〇一	奈良市鹿野園町 一〇〇〇一	奈良市鹿野園町 一〇〇〇一	奈良市鹿野園町 一〇〇〇一	奈良市鹿野園町 一〇〇〇一	奈良市鹿野園町 一〇〇〇一	奈良市鹿野園町 一〇〇〇一
肢体不自由児施設	重症心身障害児施設	重症心身障害児施設	重症心身障害児施設	重症心身障害児施設	重症心身障害児施設	重症心身障害児施設	重症心身障害児施設	重症心身障害児施設	重症心身障害児施設
平成十八年十月一日	平成十八年十月一日	平成十八年十月一日	平成十八年十月一日	平成十八年十月一日	平成十八年十月一日	平成十八年十月一日	平成十八年十月一日	平成十八年十月一日	平成十八年十月一日

療センター	療センター	療センター	療センター	療センター
独立行政法人国立病院 機構松籟荘	独立行政法人国立病院 機構松籟荘	独立行政法人国立病院 機構松籟荘	独立行政法人国立病院 機構松籟荘	独立行政法人国立病院 機構松籟荘
大和郡山市小泉 町二八二五	大和郡山市小泉 町二八二五	大和郡山市小泉 町二八二五	大和郡山市小泉 町二八二五	大和郡山市小泉 町二八二五
指定医療機関	指定医療機関	指定医療機関	指定医療機関	指定医療機関
平成十八年十月一日	平成十八年十月一日	平成十八年十月一日	平成十八年十月一日	平成十八年十月一日

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十五条の二第一項の規定により、奈良県児童保護児童対策地域協議会を次のように設置したので、同条第三項の規定により公示する。

平成十九年三月二日

奈良県知事 柿本善也

- 一 名称
  - 奈良県児童保護児童対策地域協議会
  - 二 要保護児童対策調整機関の名称
    - 奈良県福祉部(こども家庭局)こども家庭課
    - 三 関係機関等の名称等
      - 1 国又は地方公共団体の機関
        - 奈良県総務部総務課
        - 奈良県福祉部福祉政策課
        - 奈良県福祉部障害福祉課
        - 奈良県福祉部保険福祉課
        - 奈良県福祉部(こども家庭局)こども家庭課
        - 奈良県中央(こども家庭相談センター)
        - 奈良県高田(こども家庭相談センター)
        - 奈良県福祉部(こども家庭相談センター)
        - 奈良県福祉部健康安全局医療課
        - 奈良県福祉部健康安全局健康増進課
        - 奈良県生活環境部人権施策課

<p>一 病院又は診療所</p> <p>障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）として次のとおり指定しました。</p> <p>平成十九年三月二日</p> <p>奈良県知事 柿本善也</p>		<p>3 その他の者</p> <p>奈良県知事が指定する者</p>
医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
竹林メンタルクリニック	奈良市富雄北二丁目一四 中里ビル一階	平成十九年二月一日
いこま駅前クリニック	生駒市本町七一〇	平成十九年二月一日
医療法人財団北林厚生会五条山病院	奈良市六条町四丁目六番三号	平成十九年二月一日
奈良県立五條病院	五條市野原西五丁目一番五九号	平成十九年二月一日

<p>二 薬局</p> <p>（奈良県立三室病院） 生駒郡三郷町三室二丁目四番一六号 平成十九年二月一日</p>		<p>医療機関の名称</p> <p>医療機関の所在地</p> <p>指定年月日</p>
こくま薬局	奈良市押熊町五四七七一	平成十九年二月一日
コトフキ薬局奈良店	奈良市北市町五七番三	平成十九年二月一日
サエラ薬局学園店	奈良市学園北一〇九一 パライイ学園前II五階	平成十九年二月一日
サン薬局憩北店	天理市別所町九一	平成十九年二月一日
セガミ薬局八木駅前店	橿原市内膳町一〇一五	平成十九年二月一日
セガミ薬局八木店	橿原市新箕町四六八	平成十九年二月一日
コトフキ薬局橿原店	橿原市石川町八二番地	平成十九年二月一日
コトフキ薬局八木店	橿原市本原町三番三五号	平成十九年二月一日

<p>三 薬局</p> <p>障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の辞退がありました。</p> <p>平成十九年三月二日</p> <p>奈良県知事 柿本善也</p>		<p>医療機関の名称</p> <p>医療機関の所在地</p> <p>辞退年月日</p>
こくま薬局	香芝市瓦口三四一	平成十九年二月一日
セガミ薬局香久山店	桜井市大福一五六一四	平成十九年二月一日
阪神調剤薬局上牧店	北葛城郡上牧町服部百五丁目二二	平成十九年二月一日
コトフキ薬局	北葛城郡王寺町王寺二丁目〇番一六号	平成十九年二月一日
キリン堂薬局大淀店	吉野郡大淀町新野六八一	平成十九年二月一日
サン薬局憩北店	天理市三島町一五三一五	平成十九年一月三十日

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非

営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。  
なお、変更後の定款は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十九年三月二日

奈良県知事 柿本善也

一 申請のあった年月日

平成十九年二月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あけび

三 代表者の氏名

松村 和泉

四 主たる事務所の所在地

生駒市

五 定款に記載された目的

この法人は、生駒市在住の高齢者・障害者など社会的弱者とされる人に対して、地域で自立した生活ができるような生活支援に関する事業を行い、安心して住み続けることができる地域社会作りを寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十九年三月二日から同年七月二日までに奈良県商工労働部金融・商業振興課に到着するよう提出してください。  
平成十九年三月二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 パーティハウス桜井南店、ジップドラッグ桜井南店  
所在地 桜井市安倍木材団地二丁目四番二他六筆

奈良県知事 柿本善也

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗の所在地

（変更前）桜井市安倍木材団地二丁目四番二他六筆

（変更後）桜井市安倍木材団地二丁目四番二他六筆

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社パーティハウス

住所 和歌山県和歌山市中島一八五番地の三

代表者 大桑 俊男

名称 株式会社ジップドラッグ

住所 名古屋市北区若鶴町三四番地

代表者 三枝 将夫

（変更後）名称 株式会社パーティハウス

住所 和歌山県和歌山市中島一八五番地の三

代表者 大桑 俊男

名称 株式会社ジップドラッグ

住所 名古屋市北区若鶴町三四番地

代表者 三枝 将夫

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社パーティハウス

住所 和歌山県和歌山市中島一八五番地の三

代表者 大桑 俊男

名称 株式会社ジップドラッグ

住所 名古屋市北区若鶴町三四番地

代表者 三枝 将夫

（変更後）名称 株式会社パーティハウス

住所 和歌山県和歌山市中島一八五番地の三

代表者 大桑 俊男

名称 株式会社ジップドラッグ

住所 名古屋市北区若鶴町三四番地

代表者 三枝 将夫

三 届出年月日

平成十九年二月二十日

四 縦覧場所

奈良県商工労働部金融・商業振興課

五 縦覧期間

平成十九年三月二日から同年七月二日まで

六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第三十六條第二項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。  
なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十九年三月二日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十八年五月十六日第七八一三三三三

平成十八年十二月十四日第七八一三三三三

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年二月二十一日第六六三〇号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年二月二十一日第四一七〇号

三 開発区域に含まれる地域

大和郡山田中町五四〇番地ノ一、五四〇番地ノ四、五四〇番地ノ五、五四〇番地ノ六、五四〇番地ノ七、五四〇番地ノ八、五四〇番地ノ一〇、五四〇番地ノ一三及び五四二番地ノ五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市今泉九八番地ノ一

株式会社シテイホーム 代表取締役 田中昭治

五 公共施設の種別、位置及び区域

道路 大和郡山田中町五四〇番地ノ一、五四〇番地ノ二〇及び五四二番地ノ五

公園 大和郡山田中町五四〇番地ノ七

下水道 大和郡山田中町五四〇番地ノ一の一部、五四〇番地ノ一〇の一部及び五

<p>四〇番地ノ二三 水路 大和郡山市田中町五四〇番地ノ八</p> <p>一 許可番号 平成十八年十二月十五日第七八一―二二号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年二月二十一日第六六二九号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 御所市大字元町三三四番地ノ三、三三五番地ノ一及び三三五番地ノ四</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 御所市竹田七番地 エホバの証人の奈良県御所市御所会衆 代表役員 中埜博</p> <p>一 許可番号 平成十八年十二月十八日第七八一―二四号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年二月二十一日第六六三三号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 大和郡山市満願寺町二四三番地の一部</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大和郡山市満願寺町二四六番地 日高弘二</p> <p>一 許可番号 平成十八年十二月二十六日第七八一―二四五号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年二月二十二日第六六三三号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 桜井市大字上之庄八三〇番地ノ一及び八二六番地並びに大字成重三四五番地ノ三</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>	<p>桜井市大字上之庄四七四番地 松村勝</p> <p>一 許可番号 平成十八年十二月二十八日第七八一―三四号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年二月二十三日第六六三三九号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 葛城市染野二七番地ノ一及び二八番地ノ三</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 香芝市北今市二丁目三番地ノ三 有限会社マミコーポレーション 代表取締役 阿部理恵子</p> <p>一 許可番号 平成十九年二月五日第七八一―七〇号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年二月二十三日第六六三三九号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年二月二十三日第四一七号</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大和高田市日之出町一四一六番地ノ四の一部、一四一六番地ノ五の一部、一四一六番地ノ六の一部、一四一七番地ノ二、一四一八番地ノ三、一四一九番地ノ四、一四一九番地ノ五、一四二三番地ノ一及び一四二三番地ノ四</p> <p>一 許可番号 平成十九年二月九日第七八一―一四九号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年二月二十三日第六六三三九号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 公共施設の種類 位置及び区域 道路 大和高田市日之出町一四一六番地ノ四、一四一六番地ノ五、一四一六番地ノ六、一四一八番地ノ三、一四一九番地ノ四、一四一九番地ノ五及び一四二三番地ノ四の各一部</p>	<p><b>公安委員会規則</b></p> <p>奈良県警察職員特別ほう賞金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成19年3月2日 奈良県公安委員会 委員長 永田正利</p> <p><b>奈良県公安委員会規則第2号</b> 奈良県警察職員特別ほう賞金支給規則の一部を改正する規則</p> <p>奈良県警察職員特別ほう賞金支給規則（昭和42年3月奈良県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第2備考を次のように改める。</p> <p>備考 この表における障害の程度は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第29条第2項に規定する障害等級の区分によるものとし、障害等級の決定等については、同条第5項から第7項まで及び地方公務員災害補償法施行規則（昭和49年自治省令第27号）第26条の5第2項の規定の例によるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から起算して、この規則による改正後の奈良県警察職員特別ほう賞金支給規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。</p>
<p><b>監査委員会公告</b></p> <p>監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、奈良県教育委員会委員長等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。</p> <p>平成19年3月2日</p> <p>奈良県監査委員 大倉 潔 奈良県監査委員 南田 昭典 奈良県監査委員 井岡 正徳</p>		

<p>教育研究所 監査の結果 通勤手当の認定及び通勤報償費の支給について (注意事項) 通勤手当の支給において認定を誤ったため、1件、12,000円の過払いが認められた。 また、通勤報償費の支給において認定を誤ったため、3件、4,560円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。</p> <p>措置の内容 通勤手当の認定誤りについては、認定の変更を行うとともに、過払いについては、平成18年10月分給与で減額処理を行った。 また、通勤報償費の認定誤りについては、認定の変更を行うとともに、過払いについては、平成18年9月支払い分で減額処理を行った。 今後は、より一層慎重な審査に努め、認定事務を適正に行う。 措置結果通知日 平成19年1月4日</p> <p>広陵高等学校 監査の結果 通勤手当の認定について (注意事項) 通勤手当の支給において認定を誤ったため、2件、245,472円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。</p> <p>措置の内容 通勤手当の認定誤りについては、認定の変更を行うとともに、過払いについては、現年度分は平成18年9月分給与で調整し、過年度分は、平成18年10月2日に本人から返納させた。 今後は、より一層慎重な審査に努め認定事務を適正に行う。 措置結果通知日 平成19年1月16日</p>	<p>奈良県監査委員 山本保幸</p>	<p>医務課 監査の結果 看護師等修学資金貸付金の償還未済金について (事実認定) 看護師等修学資金貸付金の償還金において、収入未済金の増加が認められた。 (指摘事項) 今後一層収納の促進に努めるべきである。</p> <p>措置の内容 未収金対策について、マニュアル及び事務処理フローを作成するとともに、マニュアルに基づき、文書督促を行い、県内滞納者全員に家庭訪問し、納付指導を行った。 家庭訪問で連絡がとれない滞納者に対しては、出身養成所から本人への連絡依頼や職場訪問を行うとともに、転居が判明した者については、住民票の確認を行い、改めて新住所への家庭訪問を行った。 現在、県内滞納者の2回目の家庭訪問とともに、近隣の県外の滞納者への家庭訪問を開始している。 家庭訪問を行った38人(66回)中、14人について2,530,000円を回収した。 また、看護師等養成所の会議において学生への指導について協力を依頼した。 今後も引き続き、看護師等修学資金貸付金制度の趣旨徹底と返還指導を強化し、滞納金の発生防止を図るとともに滞納整理を行い、一層の未収金の回収に努める。 措置結果通知日 平成19年1月17日</p>				
---	---------------------	---	--	--	--	--

【定価】 一か月 三千四百五十円 一部売り 一枚につき四十五円（共に、送料別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二―二三―二〇二代

印刷

株式会社春日

奈良市三条栄町九一八  
電話 〇七四二―三五―七三三代

本誌は再生紙を使用しています。